

4 推進体制

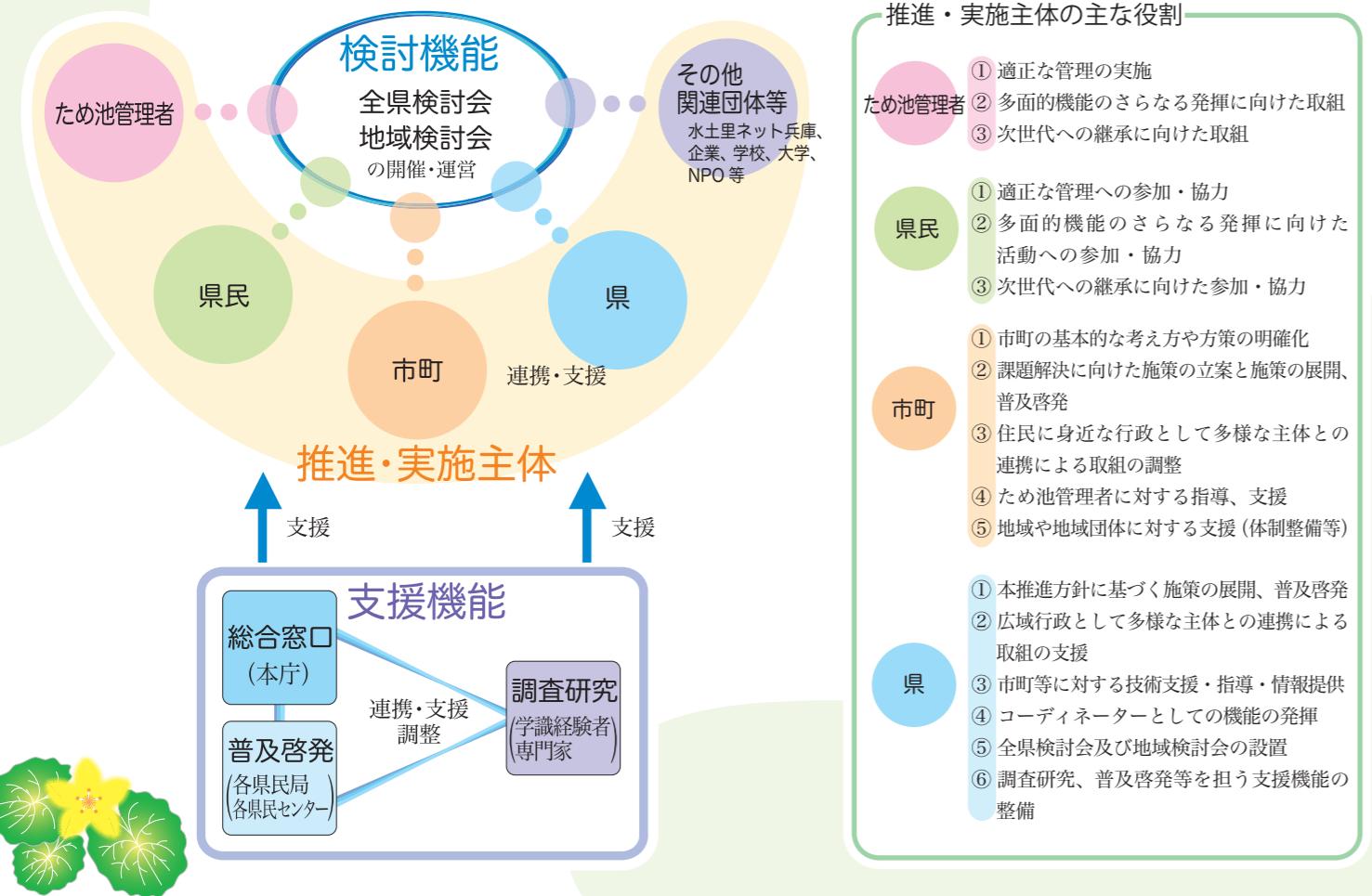
本推進方針に基づく施策の実施にあたっては、それぞれの施策を効率的かつ効果的に展開するため、関連部署が連携し、円滑な実施に向けた推進体制及び支援体制の構築が必要となります。

そのため、推進・実施主体間が情報共有を図りながら、施策の評価・見直しや課題解決に向けた検討を行う場としての検討機能や、多様な課題や新たな県民ニーズに対応するため、様々な角度から調査・研究等により課題解決に向けた提言を行うシンクタンク等の支援機能の整備により、推進体制の構築を図ります。

5 施策の着実な実施に向けて

各施策の実施にあたっては、施策間や実施主体間の連携を図るとともに、PDCA サイクルによる定期的なチェック・見直しを行いながら、平成 32 年度までの 5 年間を第 1 推進期間として重点的に施策を展開します。

また、多様な主体の参画を得て、施策の展開状況や達成度を検証し、その検証結果に基づき、効果的な施策の展開に向けての工夫や見直しを図ります。



兵庫県ため池の保全等に関する推進方針（概要版）
平成 28 年 3 月 発行

お問い合わせ

兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室
〒650-8567
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
TEL 078-341-7711 (内線 4018)

兵庫県ため池の保全等に関する 推進方針 概要版

～ため池保全県民運動の展開に向けて～

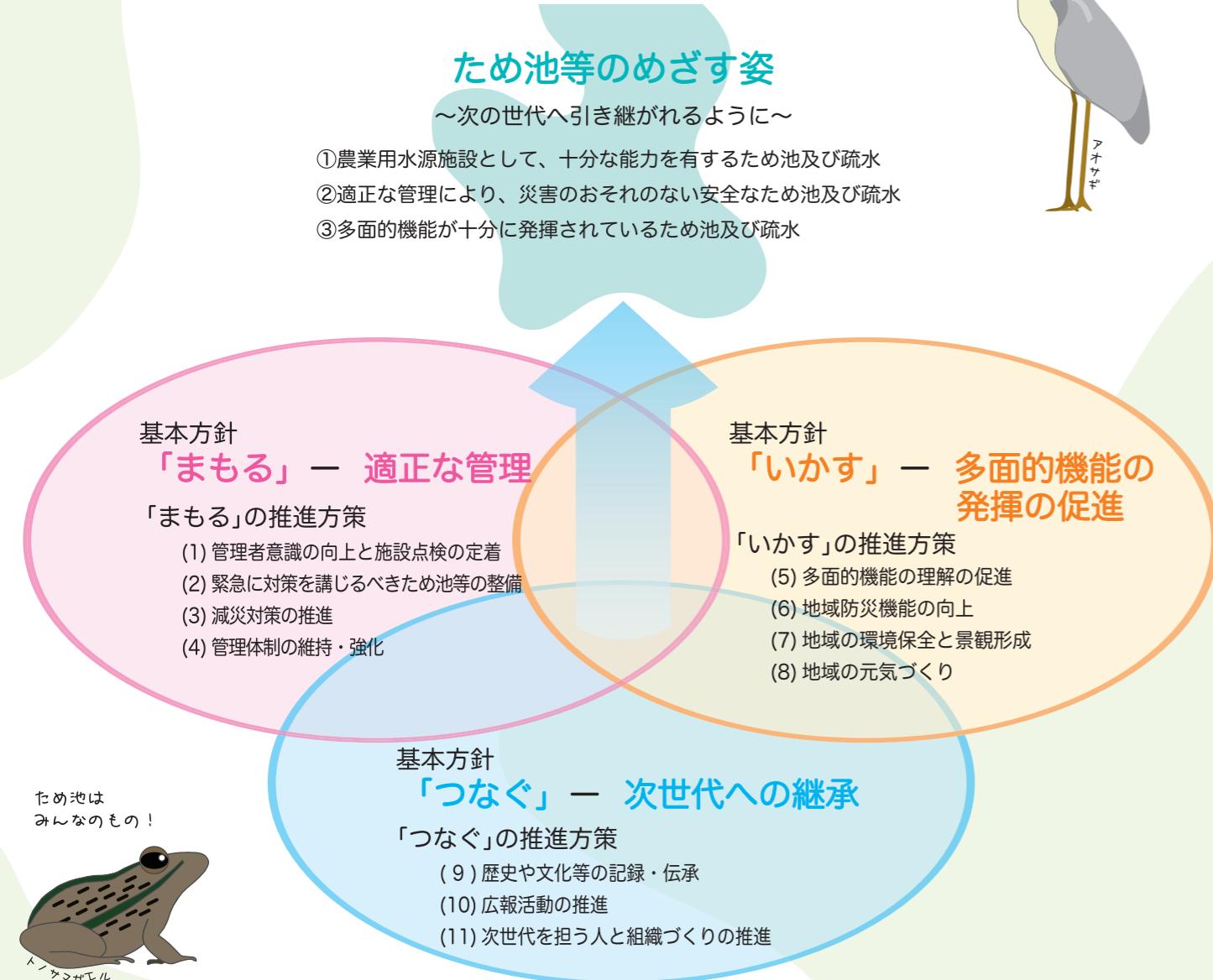
兵庫県

1 概要

(1) 背景 — ため池の保全等に関する条例の制定

平成 26 年度、近年のため池等を取り巻く状況を踏まえ、64 年ぶりに「ため池の保全に関する条例」の見直しを行いました。その際に、県民の共通する認識のもと、地域の貴重な財産であるため池等が次の世代へ引き継がれるよう、下図のように、ため池等のめざす姿を明確にしました。その実現に向けて、適正な管理の徹底により、農業用水の安定的な供給及び決壊等による災害の未然防止を図るとともに、ため池等が有する多面的機能の発揮の促進に必要な事項について定めた「ため池の保全等に関する条例」を平成 27 年 3 月に制定しました。

2 基本方針 — 「まもる」「いかす」「つなぐ」



3 推進方策

「まもる」— 適正な管理



みんなのため池を
守っていこうよ！

(1) 管理者意識の向上と
施設点検の定着



(2) 緊急対策を講じるべき
ため池等の整備



(3) 減災対策の推進



(4) 管理体制の維持・強化



「いかす」— 多面的機能の発揮の促進



(5) 多面的機能の理解の促進



(6) 地域防災機能の向上



(7) 地域の環境保全と景観形成



(8) 地域の元気づくり



「つなぐ」— 次世代への継承



(9) 歴史や文化等の記録・伝承



(10) 広報活動の推進



(11) 次世代を担う人と組織づくり

